

国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について

「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第29号）の制定及び水質管理目標設定項目の一部改正については、平成27年3月25日付健発0325第20号にて厚生労働省健康局長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、貴職におかれては御了知の上、遺漏なきようお願いしたい。

記

第1 水質基準に関する省令等の改正に係る留意事項

1. 水質基準に関する省令の改正について

ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を受けて、平成27年2月5日の第16回厚生科学審議会生活環境水道部会において水質基準の見直しに係る審議を行い、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）において、ジクロロ酢酸の基準を「0.04mg/ℓ以下であること。」から「0.03mg/ℓ以下であること。」に改め、トリクロロ酢酸の基準を「0.2mg/ℓ以下であること。」から「0.03mg/ℓ以下であること。」に改めることとした。

水質基準の改正に係る検討経緯の詳細については、厚生科学審議会生活環境水道部会及び水質基準逐次改正検討会の関係資料等を厚生労働省のウェブページに掲載しているので、参照されたい。

2. 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の改正について

水道水質検査法検討会における検討結果を踏まえ、平成27年2月5日の第16回厚生科学審議会生活環境水道部会において、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）（以下、「検査方法告示」という。）の改正に係る審議を行い、フェノール類の検査方法に、固相抽出―液体クロマトグラフィー質量分析法を追加すること及び国家計量標準にトレーサビリティが確保された標準原液についての使用を認めることとし、所要の改正を行うこととした。本改正に伴い、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号）及び資機材等の材質に関する試験（平成12年厚生省告示第45号）についても、所要の改正を行った。なお、改正後の検査方

法告示第1号2にある「これらに相当する証明書」は、ILAC/MRA（国際試験所認定協力機構相互承認協定）又は APLAC/MRA（アジア太平洋試験所認定協力機構相互承認協定）に署名している認定機関が認定した標準物質生産者が発行する、計量法に基づく証明書と同等と認められる証明書のことを指す。

検査方法告示等の改正に係る検討経緯の詳細については、厚生科学審議会生活環境水道部会の関係資料等を厚生労働省のウェブページに掲載しているので、参照されたい。

第2 関係通知の改正

1. 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付健水発第1010001号）の一部改正について

別添4及び別添5を別紙1新旧対照表のとおり改正すること。

なお、別添4の改正において、農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト掲載農薬類のうち、これまで標記通知により検査方法が定められていなかった9農薬（カルタップ、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、ダゾメット、パラコート、ピラクロニル、フェリムゾン、プロチオホス、メタム（カーバム））の検査法を追加した。

2. 厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」（平成16年2月9日付健水発第0209003号）の一部改正について

別添1を別紙2新旧対照表のとおり改正すること。

3. 厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成16年2月9日付健水発第0209001号）の一部改正について

別添1を別紙3新旧対照表のとおり改正すること。

4. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」（平成12年3月31日付衛水第21号）の一部改正について

別添を別紙4のとおり改正すること。

5. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付衛水第270号）の一部改正について

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、別表第4に掲げる「要検討項目」のフタル酸ジ（*n*-ブチル）の目標値、別表第5に掲げる「要検討農薬類」のホサロンの目標値、別表第6に掲げる「その他農薬類」のピラゾスルフロンエチルの目標値を別紙5新旧対照表のとおり改正すること。また、別表第5に掲げるメチルイソチオシアネートの検査方法について、別紙5新旧対照表のとおり改正すること。

第3 施行期日

第2の改正事項については、いずれも平成27年4月1日から施行されること。